

第 54 期 第 12 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 6 年度第 5 回）
議 事 録

1 日 時 令和 6 年 8 月 21 日（水） 10 時 30 分～11 時 30 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員

（熊本労働局） 金成労働局長

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ） 熊本県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無の報告及び答申について
- （ 2 ） 熊本県特定（産業別）最低賃金改正決定の諮問について
- （ 3 ） その他

5 議事内容

室長

ただ今から、第 54 期第 12 回（令和 6 年度第 5 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

熊本県最低賃金の改正の答申が予定よりずれて、第 12 回本審は本日の開催となっていませんでしたが、審議の都合により、本日開催となりましたことをお詫び申し上げますとともに、本日お集まりいただきましてありがとうございます。

指導官

それでは、定足数の報告をいたします。

本日の委員の御出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 12 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は 1 社の報道機関から傍聴と取材の申込がっております。

それでは議事についてですが、本日は倉田会長が御都合により欠席されておりますので、今後の議事進行を本田会長代理にお願いしたいと思います。

それでは会長代理よろしく申し上げます。

事務局は、答申文（案）の準備をお願いします。

室長

承知しました。答申文（案）作成にお時間をいただければと思います。

（ 答申文（案）作成及び配布 ）

会長代理

お手元に答申文（案）は配付されましたでしょうか。では、答申文（案）の朗読をお願いします。

指導官

朗読します。

（案）

熊賃審発第 13 号
令和 6 年 8 月 21 日

熊本労働局長
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金他 2 件の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 8 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

- 1 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金について、改正決定する必要がない。
- 2 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。
- 3 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

以上です。

会長代理 ただ今朗読いただいた答申文（案）について、何か御質問はございますか。
特にないようでしたら御承認いただいたと解しまして、委員の皆様は、答
申文（案）の（案）を取っていただければと思います。
事務局は、答申文の準備をお願いいたします。

（ 答申文準備及び（写）配布 ）
（ カメラ入室 ）

指導官 それでは、ただいまから熊本労働局長に答申致します。
会長代理、お願いします。

会長代理 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金他 2 件の改正決定の必要性の有無に
ついて答申いたします。

（ 会長代理から熊本労働局長へ答申文を手交 ）

会長代理 次に 2 番目の議題、「熊本県特定（産業別）最低賃金改正決定の諮問につい
て」です。局長お願いいたします。

局長 ただ今、2 業種について「必要性あり」と答申いただきましたので、貴審議
会に対しまして、この 2 業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を行わせ
ていただきます。

室長 諮問文の準備に、お時間をいただければと思います。

指導官 局長、お願いします。

局長 それでは、2 業種の特定最低賃金の改正決定について、調査審議をお願いし
ます。

（ 熊本労働局長から会長代理へ諮問文を手交 ）

指導官 ありがとうございます。申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでと
させていただきます。

会長代理 では、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

指導官 朗読します

熊労発基 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世 殿

熊本労働局長
金 成 真 一

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）

以上です。

会長代理

ありがとうございました。

ただ今、当審議会に対する局長から諮問文を受け取りましたので、これから先、調査審議を始めて行くこととなります。委員の皆様には御苦勞をおかけしますが、真摯な御審議をよろしくお願いいたします。

今後の取扱いにつきましてですが、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づきまして、2 つの特定最低賃金専門部会を設置し、調査審議をすることとなります。

つきましては、「特定最低賃金専門部会委員の任命」と、「関係者からの意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

室長

はい、まずは特定最低賃金専門部会委員の任命についてです。

特定最低賃金専門部会委員の任命ですが、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項で同令第 3 条の規定を準用致しております。「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされております。

この規定に基づきまして、8 月 21 日今日から 9 月 5 日木曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、2 業種に対しての専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行う予定としております。また、併せて熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

専門部会の日程調整のため、関係労使の皆様には出来るだけ速やかに推薦
手続をお願いできればと思います。

次に、関係者からの意見聴取です。最低賃金法第 25 条第 5 項には、「最低
賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調
査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くもの
とする。」と規定され、また、最低賃金法施行規則第 11 条には、「都道府県
労働局長は、最低賃金の改正の決定について、最低賃金審議会の調査審議を
求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が、当該事案について、関係労
働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者
及び関係使用者は一定の期日までに、最低賃金審議会に意見書を提出すべき
旨を公示するものとする。」と規定されております。

この規定に基づきまして、8月21日今日から9月5日木曜日まで、熊本地
方合同庁舎の掲示板に、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定とし
ております。また、併せて熊本労働局のホームページにも掲載することとし
ております。

以上でございます。

会長代理

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

では、労使関係者の皆様におかれましては、専門部会委員の推薦につきまし
て、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に3番目の議題「その他」についてです。事務局から説明をいただけます
か。

室長

特定最低賃金審議予定の確認についてです。

本日、特定最低賃金改正決定について諮問を行わせていただきましたので、
最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、特定最低賃金専門部会を設置するこ
とになります。

先ほど申し上げたとおり、労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を、9
月5日まで行います。関係労使の皆様は、速やかな推薦手続をお願いいた
します。

資料4を御覧ください。「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予
定日一覧表」となります。例年どおり12月15日の発効とするためには、黄
色で塗られた、10月16日までに答申をいただく必要があります。このため、
10月16日の10時に第14回本審を開催させていただく予定としております。
特定最低賃金専門部会の日程調整につきましては、専門部会のメンバーが確
定していませんので、確定でき次第、行わせていただきますので、御協力を
よろしくお願いいたします。

以上です。

会長代理

はい、今の説明について、御質問ございますか。よろしいですか。

以上で予定されておりました議題はすべて終了しましたが、他に何か皆様の
ほうからございませんでしょうか。

では、事務局から次回の審議会について説明をお願いします。

室長

8月9日の熊本県最低賃金の改正決定の答申を受け、8月26日まで異議申出の公示を行っています。

異議申出が提出されますと、異議申出に係る審議を行うこととなりますので、公示期間後の8月27日火曜日午後4時より、第13回本審をA棟10階会議室で開催させていただく予定としております。異議申出がございましたら速やかに御連絡いたしますので、御対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

会長代理

ただ今の審議日程について、御質問ございますか。よろしいですか。

では以上で、本日の審議を終了したいと思います。

お忙しい中、真摯に審議を行っていただきありがとうございました。皆様方の御尽力に感謝申し上げます。